決

第三回定例会で可決した決議文は次のとおりです。

香港の活動家らによる沖 等を糾弾し抗議する決議 縄県・尖閣諸島不法上陸

閣諸島は、歴史的にも、 また、本年9月11日にはそ 日本に編入して以来、尖閣 治28年) 1月の閣議決定で 際法上も疑う余地のない我閣諸島は、歴史的にも、国 の国有化を行った。 諸島を有効に支配している。 が国固有の領土である。現 に我が国は1895年(明 従って、尖閣諸島をめぐ 沖縄県石垣市に属する尖

団体の活動家ら14名が8月 こうした中、香港の民間 日に我が国の海上保安庁

そもそも存在しない。

解決すべき領有権の問題は、

止を振り切って、尖閣諸島巡視船による警告および制 7名は同日夕刻、 また、これら活動家のうち 沖の我が国領海に侵入した。 に不法上陸した。 尖閣諸島

して厳重な申し入れを行い、いよう中国、香港当局に対 当然の責務である。政府は、 国内法令にのっとって厳正 さらに尖閣諸島の有効支配 り厳正に対処するとともに、 違法行為に対し法にのっと らの行為を厳しく糾弾する 憾であり、本区議会はこれ これらの行為は極めて遺 このような事態が再発しな な対応を行うことは政府の とともに、厳重に抗議する。 こうした違法行為に対し

> の監視警戒に万全を期すべ だてを尽くし、周辺海域で していくために、 きである。 を引き続き確固たるものと あらゆる手 警備体制

ける極めて遺憾な行為であり 抗議するとともに、あわせ 行を、厳しく非難し厳重に 条約をないがしろにした蛮 交官保護を定めたウィーン 本区議会は、このような外 我が国の主権・尊厳を傷つ 公用車に掲げられていた日 て法に基づく厳正な対処、 本国旗が奪われた。これは である。

地域をはじめとする国際社日中両国は、アジア太平洋 会における平和、安定、繁 栄に向けて戦略的互恵関係

すべきは措置し、領土・領海・ 国民の生命と財産をはじめ 領空の領域の保全を全うし 主張すべきは主張し、措置 断固として守っていくべき とした我が国の国益を冷徹に を見失うことなく、同時に、

以上、

を強く求めるものである。

同時に、日本にとって中

国際法の遵守、

再発の防

において丹羽宇一郎駐中国また、同月27日、北京市 大使乗車の公用車が襲われ にある。 我が国は、こうした大局

決議する。

な関係を有し、 利益を共 有

平成24年10月2日

ともに手を携えていく関係 を一層強化させていくために、

練馬区議会

する重要なパートナーである。 の意見書を可決し、関係 第三回定例会では、1件

4月1日より、

まざまな分野において緊密 国および香港は、幅広いさ

非礼といえ

的な政策を立案し実施すべって竹島問題について効果 を取り、我が国が一丸とな 府に対し、毅然とした態度 たる決意を持って、韓国政 そのためにも、

我が国固有の領土であり、

島根県隠岐の島町の竹島は

島を取り込んだ。

竹島上陸および天皇陛下 李明博韓国大統領による

に関する発言に抗議する

轄権を一方的に主張すると インの内側の広大な漁業管 して一方的に設定し、 承晩ライン」を国際法に反

また、我が国政府は断

固

10月5日に提出し

同ラ

することを強く求めるもの

不法占拠を一刻も早く停止

ともに、そのライン内に竹

これは歴史的にも国際法上

拠し、施設構築等を強行し

こうして、竹島を不法占

てきたのである。韓国が不

も疑いの余地はない。

我が国は17世紀半ばにそ

法占拠に基づいて竹島に対

きである。

して行ういかなる措置も法

博韓国大統領は、天皇陛下 さらに、8月14日、李明 を強く求める。 かつ冷静な対応をすること

島根県への編入を閣議決定 5年(明治38年)1月には の領有権を確立し、190

しており、先の大戦後のサ

とはできない。

そして、去る8月10日に

はなく、決して容認するこ 的な正当性を有するもので

すべき地域からは除外され おいても竹島は日本が放棄 ンフランシスコ講和条約に

上陸した。本区議会は日韓 李明博韓国大統領が竹島に

952年にいわゆる「李

るとともに、

韓国が竹島

にもかかわらず、

韓国は、

残すこの行為を強く非難す

【係の将来に大きな禍根を

極めて非礼な発言であり、 友好国の国家元首が天皇陛 佳彦首相から李明博韓国 謝罪と発言の撤回を求める。 の韓国ご訪問について極め 下に対して行う発言として て不適切な発言を行った。 韓国政府は、野田

> るなど外交上、 る対応を続けている。 統領にあてた親書を返送す 我が国にとって韓国は、

栄と安定に繋がるものである。 政府および韓国国民が賢明 大統領をはじめとする韓国 親密な友誼を結んでいくこ な隣国であり、韓国国民と 安全保障上、経済上も重要 李明博韓国

止を求める要請書

「未臨界核実験」 「新型の核性能実験」

および

中

我が国は、広島、長崎

実験全面禁止への努力を積 また国際社会も核軍縮や核 界に核兵器の廃絶を求め、 から、多年にわたり、全世 験した唯一の国であること の原爆投下による被爆を経

み重ねてきました。

以上、

決議する。

平成24年10月2日 練馬区議会

983年)10月3日に、

6月の間に5回

É

8月に

回目の新型の核性能実験

練馬区は、昭和58年

 $\widehat{1}$ す

を開始して以来、本年4~

7年)7月に未臨界核実験

べての核兵器の廃絶と世界

機関に提出しました。 「脱法ドラッグ」とりわ

める意見書 **る早急な規制強化等を求** 「脱法ハーブ」に対す

法ドラッグ」を指定薬物と 今年7月1日に9物質が追 輸入、販売が禁止となる。 物に指定されると、製造や 事法が施行された。指定薬 して規制するための改正薬 ら平成19年 (2007年) 被害が頻発していることか 違法ドラッグによる健康 いわゆる「脱 きている。

が指定薬物に指定されている。 加指定され、現在、77物質 しかしながら近年、 いわ

重軽傷を負わせる事件も起 引した者が乗用車を運転し また、「脱法ハーブ」を吸 亡した例も報告されている。 されるケースが相次ぎ、 販売されている。「脱法ハ お香・アロマなどと称して 指定薬物の成分を一部変え ゆる「脱法ハーブ」が出回 ーブ」を吸引して救急搬送 て植物片に混ぜたもので、 て暴走し、通行中の市民に 死 急務の課題で

労省が調査したところ、 かないのが実態である。 繰り返し、法規制が追いつ た化学構造を少し変化させ 抜け、指定薬物になればま させることで法規制をすり るという、いたちごっこを ては、化学構造を少し変化 「脱法ハーブ」をめぐっ 違 厚

記

分構造が類似してい

定薬物として規制対象にれば一括して薬事法の指

核都市練馬区宣言」を決議 の恒久平和を願って、 「非 を強行したこ 憾であります ことは、誠に遺

行った核実験についても、 きました。また、北朝鮮が 中止を求める要請も行って パキスタン、イギリスが行 フランスや中国、更にインド、 った核実験に抗議し、即時 いたしました。これまで、 臨界核実験」 果たされるよう強く要請い 平和の実現に 核兵器の廃絶と世界の恒久 たします。 の核性能実験 よって、本区 および「新型 」を即時中止し、 は、貴国が「未 先導的役割を

10 月 5 日 平成 24 年 (2012年)

強く求める決議をいたしま 核実験を今後行わないよう 厳重に抗議するとともに、

貴国が、平成9年(199 重ねてきたにもかかわらず しかし、これらの努力を あて先 、メリカ合衆国

が明らかとなった。 県で 38業者も存在すること 法ドラッグ販売業者数は本 年3月末時点で、29都道府 「脱法ハーブ」は、覚醒

できる「包括指定」を早

めにも、早急な規制強化が 剤や麻薬等の乱用への入り た薬物乱用の拡大を防ぐた 今後、青少年をはじめとし することは看過できない。 おり、こうした状況を放置 口になることが危惧されて 3 用を防ぐため、薬物教育 薬物を発見した場合に収であることを改め、指定 の強化を図ること。 の徹底を含む未然防止策 強化を図ること。 去ができるなど法整備の による取り締りの対象外 急に導入すること。 特に青少年や若者の乱 指定薬物が麻薬取締官

の規定により、意見書を提 出する。 以上、地方自治法第99条

て早急に対応するよう、強 府に対し、下記の点につい

よって、

本区議会は、政

ある。

く要請する。

平成24年10月12日

▽あて先:内閣総理大臣、 厚生労働大臣、文部科学

あとがき

ご要望がございましたら、 こむようになってきました。 風邪など引かぬようお気を 平成24年第三回定例会を中 さい。どうぞよろしくお願 議会事務局までお寄せくだ つけてお過ごしください。 心に編集しました。 区議会だより第18号は、 本紙について、ご意見・ 秋も深まり、朝夕も冷え

いいたします。 広報・図書委員会 委員長 福沢 剛

白石 宮原 けい子 義彦

委員長職務代理

委 委 員 員